

# 第 1 章

## 計画の概要



# 1 計画策定にあたって

---

## (1) 計画策定の背景

### 障害者を取り巻く国の動向

我が国では、障害のある人の完全参加と平等を実現するために「障害者対策に関する長期計画」が策定され、障害者施策が総合的に展開されてきました。

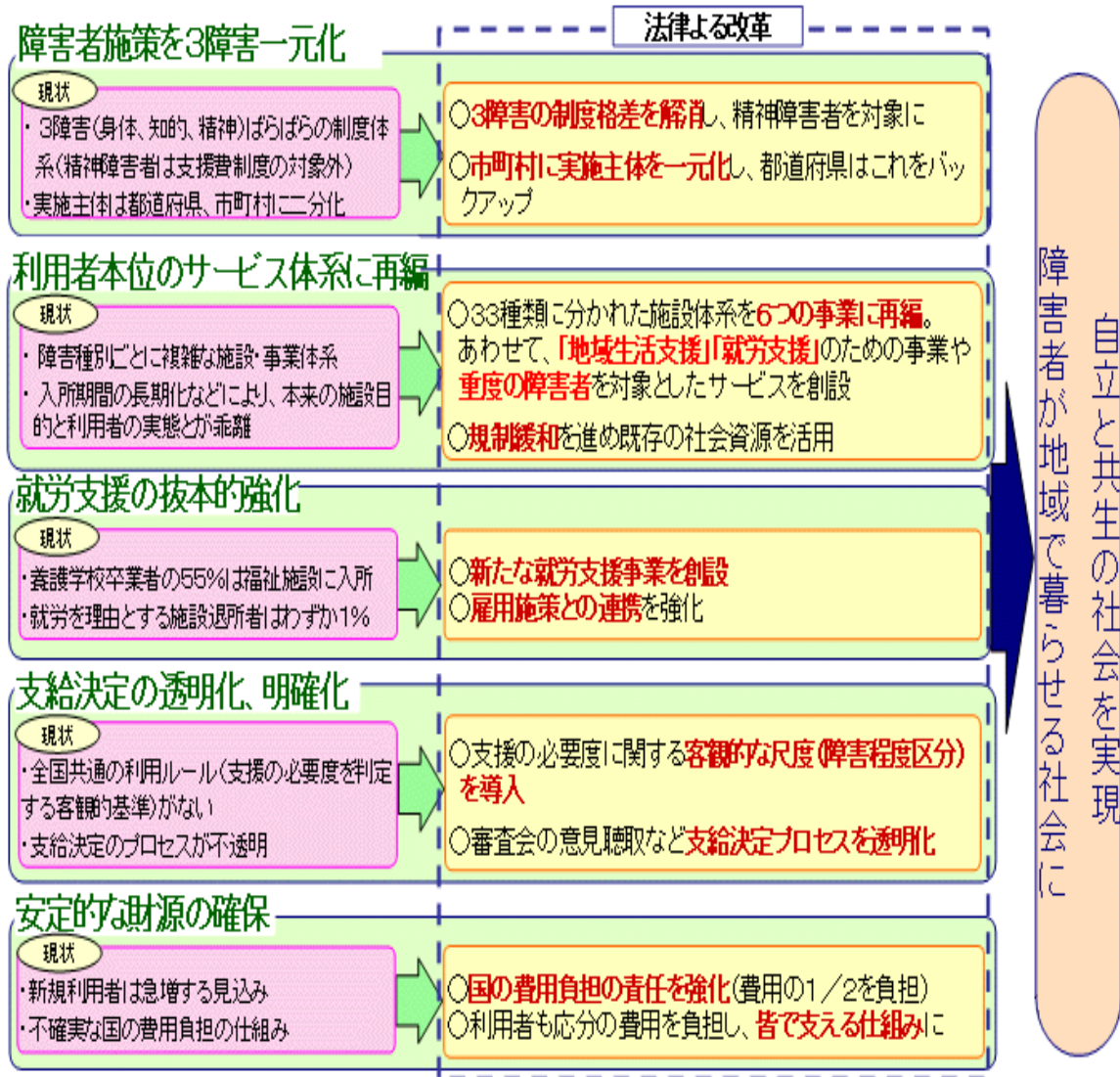
中でも平成5年に改正された障害者基本法においては、障害のある人の自立と社会参加をさらに推進するため、国の障害者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられ、これを受けて障害者に関する新長期計画及びその重点施策実施計画が実施されてきました。

平成15年4月には、身体障害者・知的障害者及び障害児に対する支援費制度が導入されたことにより、障害福祉サービスのあり方は従来の行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する支援費制度へと大きな転換が行われました。この結果、サービス利用者数が大きく増加する一方で、サービス提供体制に大きな地域格差が生じていること、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障害のある人が地域で安心して暮らせるための基盤の整備が大きな課題となっていました。

これらの課題に対応すべく、平成18年4月には、障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指して「障害者自立支援法」が制定されました。この障害者自立支援法では、精神障害を含め、すべての障害のある人に共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、障害者施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など、施設・事業の再編が行われました。

しかし、障害者自立支援法のポイントの1つである利用者負担は、多くの障害者の自己負担が増加する結果となり、平成19年度・20年度は低所得者世帯への月額負担上限額の引き下げ、事業者への激変緩和措置などの特別対策、平成20年度は利用者負担の更なる軽減、事業者の経営基盤の強化などの緊急措置、平成22年度は低所得者の利用者負担の無料化が実施されたものの、制度全体に対する全国的な見直しの高まりにより、平成21年9月に発足した連立政権において、制度全体の見直しがされることとなりました。

障害者自立支援法のポイント（厚生労働省）



障害者制度改革の動き

国連の「障害者の権利条約」では、障害のある人の権利を守ることが決められました。日本の法律や制度をこの条約の考え方に合わせて変えていき、日本の障害のある人が暮らしやすくするために、政府は平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を設置、平成22年1月から障害のある人の参画を得て「障がい者制度改革推進会議」において、障害者に係る制度の改革についての議論が行われています。

政府では、平成22年6月には「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、横断的課題における改革の基本的方向性として、「障害者基本法」の抜本的改正、「障害を理由とする差別の禁止法」（仮称）等の制定、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定が示されました。

## 障害福祉施策をめぐる最近の動き

### 障害者自立支援法の施行

平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。この法律では、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で市町村が一元的に提供する仕組みとする、障害のある人が持てる能力を発揮し「働ける社会」を目指す、全国どこにいても公平なサービスを利用できるための手続きや基準の透明化、明確化を図る、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支えあう仕組みを強化することなどがポイントです。

障害者自立支援法は平成18年4月から施行され、10月から法律に基づく具体的なサービスの提供が実施されています。

### 発達障害者支援法の施行

平成17年4月から発達障害者支援法が施行されました。発達障害は、症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、この法律では、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。また、発達障害者への学校教育における支援及び就労の支援並びに発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることを目的としています。

### 障害者雇用促進法の改正

働いている、働くことを希望する障害のある人を支援するため、就業機会拡大を図るための各種施策を推進することを目的に、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月から施行されました。具体的には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。

### 学校教育法等の一部改正

平成19年4月から、「特殊教育」は、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に転換し、また、盲・ろう・養護学校は特別支援学校への転換が行われました。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行

「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」として一本化され、平成18年12月から施行されています。

## 「障害者権利条約」の成立

平成18年12月、第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人(国連推計)とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。なお、この条約は20か国が批准した時点で発効するものであり、我が国においても批准に向けた制度の整備等の準備が進められています。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案の成立

平成23年6月、障害者の権利利益の擁護を資することを目的として、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置を定めた法案が成立されました。(平成24年10月施行)

## 障害者基本法の一部を改正する法律の施行

平成23年8月、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者基本法の障害者の定義が見直されるとともに、差別の禁止、療育、防災及び防犯など新たな規定が追加されるなどの改正がありました。

## ( 2 ) 計画策定の趣旨

障害のある人を取り巻く社会情勢は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化や障害の重度化、重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

こうしたなか、障害のある人にとって最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の中核機関として、福祉施設等のサービス提供事業者や国及び県の所管する機関との連携体制を構築し、障害のある人に適切なサービスを提供できる体制を整備する必要があり、平成16年の障害者基本法改正により市町村における「障害者基本計画」の策定が義務づけられています。

葉山町では、平成12年に「葉山町障害者福祉計画」を策定し、障害のある方がその障害ゆえに不利益が生じることのない、また、生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくりを目指して障害者施策の推進を図ってきました。また、平成17年には、法律や制度の変化に対応するため、実態調査や前計画の施策別評価などを踏まえた計画の見直しを行い、平成18年には障害者自立支援法に基づく「葉山町障害福祉計画(第1期)」の策定を、平成20年には障害のある人を取り巻く大きな制度変化に対応するために「葉山町障害者計画」と「葉山町障害福祉計画(第2期)」を一体的にまとめた「葉山町障害者福祉計画」を策定し、サービスの推進に努めてきました。

本年度は「葉山町障害者福祉計画」の障害福祉計画(第4章)が計画期間を満了するのに対し、障害者計画(第3章)の計画期間は6年計画の折り返し時期を迎えます。そこで、障害者計画(第3章)は実施状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、障害福祉計画(第4章)は第3期の計画を策定し、障害者施策の更なる推進を目指すものです。

なお、本計画においては、可能な限り「障害者」という表現に替えて「障害のある人」という表現を使っています。

「障害」という言葉には否定的な意味合いが強く含まれ、これを避けるために「障害者」あるいは「障がい者」という表現を使っている例もみられ、本計画策定の委員会においても、当事者や家族の声を参考にしつつ、これらの表現の可能性について検討しました。その過程で、この課題の根幹には単に表記の方法にとどまらない問題が含まれていると思われること、そのため町が単独で表現方法を変えることでよしとするのではなく、本計画の見直し時期において「障害者」に替わる適当な表現を作り出す必要性を問題提起とし、現時点では「障害のある人」という表現を使うこととします。

ただし、国の法令などに基づく制度や固有名詞などの表記は従来そのままとします。

## 2 計画の性格と期間

### (1) 計画の性格

- ・この計画は、障害者計画と障害福祉計画を一体的に定めたものであり、葉山町における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけられるものです。
- ・この計画は、国及び県の障害者計画の内容を踏まえるとともに、第3次葉山町総合計画の部門別計画として、高齢者保健福祉計画、次世代育成支援行動計画など、町他の計画との整合性を図りながら策定しています。
- ・この計画は、アンケート調査や委員会、パブリックコメントなどによる町民意見を反映して策定しています。

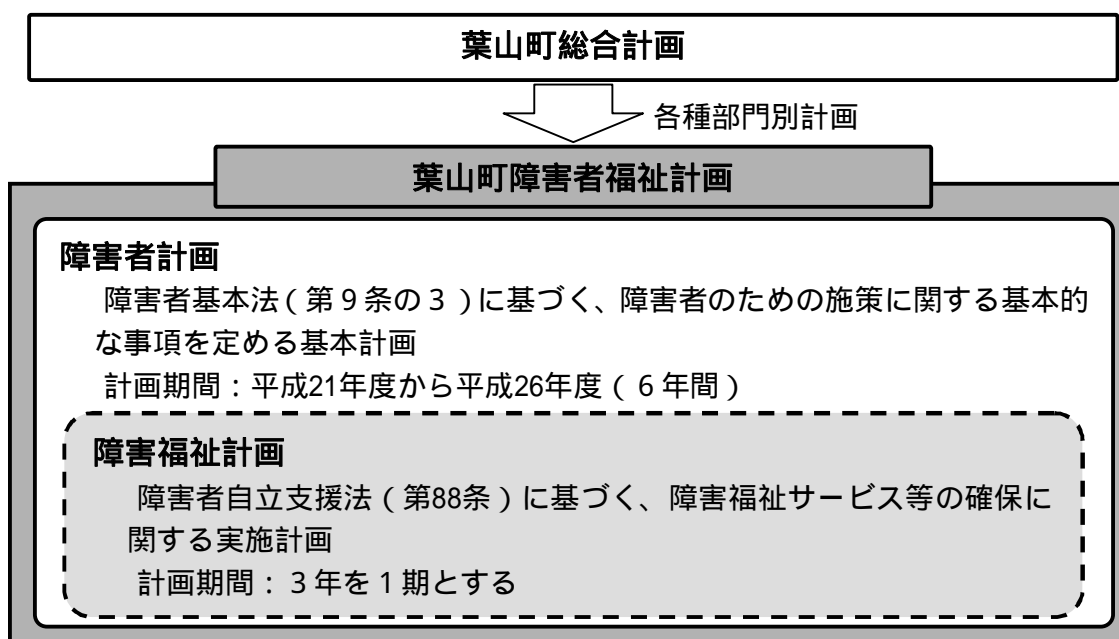
#### 障害者計画

障害者基本法第9条の3に定める市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

#### 障害福祉計画

障害者自立支援法第88条において策定を定められている市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

「障害者計画」「障害福祉計画」の位置づけ



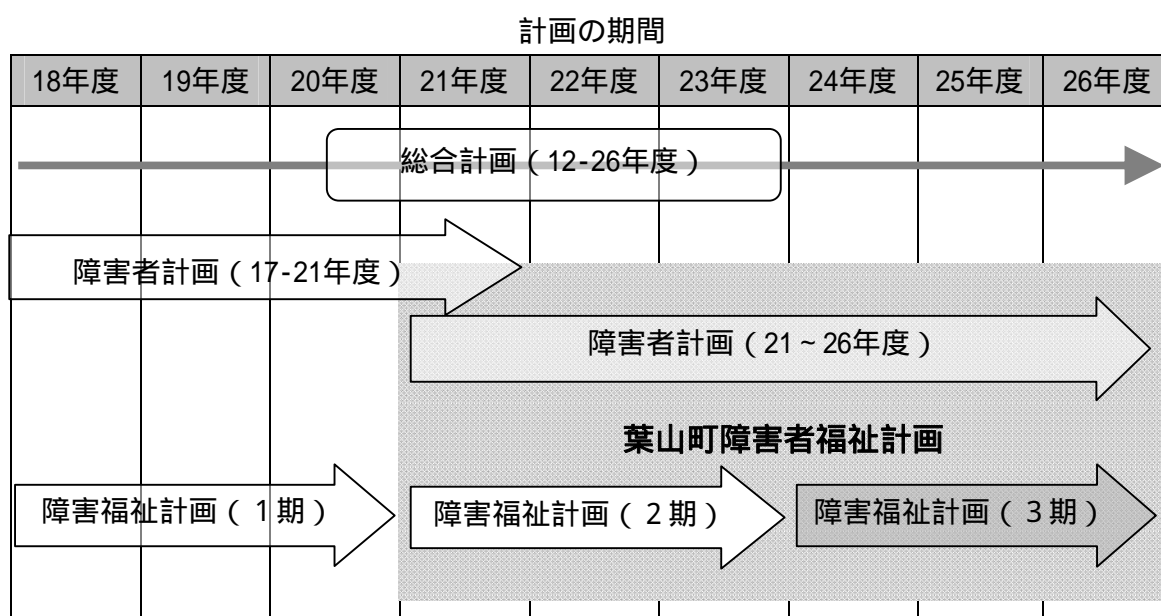


## ( 2 ) 計画の期間

障害者計画は、町の総合計画の期間に合わせて、平成21年度から平成26年度までの6年間に計画期間とします。

障害福祉計画は、平成23年度から平成26年度までの3年間に計画期間とします。

なお、本計画は平成25年8月までの実施を目指している障害者総合福祉法（仮称）など国の障害者施策の動向や社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



## ( 3 ) 計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち18歳以上である者をいいます。「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいいます。

これまで、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）や高次脳機能障害など、障害者手帳制度の対象とはなっていない「制度のはざま」となっている人がいました。平成22年12月の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行により、障害者の範囲の見直し等が明示され、障害者自立支援法の対象となりました。

### 第2章 障害者（児）の現状と課題